

すぐに購入できる物件のご案内

(令和7年8月26日)

東京都・神奈川県・千葉県・茨城県

栃木県・群馬県・山梨県・新潟県・長野県

（ 売払申請書を先着順で提出された方1名様に限り、資格審査後、購入できる物件です。売払申請にあたっては、5ページの受付期間等にご注意ください。 ）



財務省関東財務局

売却物件の詳細(物件調書等、現地写真)をホームページでご覧いただけます。
ホームページアドレス <https://lfb.mof.go.jp/kantou/>

購入手続きのながれ

1 申請書の提出

- ・先着の方1名様に限り申請者とし、「普通財産売払申請書」を受け付けます。
(同一物件で複数名から同日付で提出された場合は、抽選により申請者を決定します。)
- ・申請書と合わせて「誓約書」、「同意書」、「住民票」(法人の場合は登記事項証明書(現在事項全部証明書))、「印鑑証明書」及び「役員一覧」(法人のみ必要)を提出してください。
(「売払申請書」「誓約書」「同意書」「役員一覧」については、所定の様式をご使用ください。)
- ・申請書類に不備がある場合には、受理できません。
住民票(法人の場合は登記事項証明書(現在事項全部証明書))及び印鑑証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限りますので、ご注意ください。
- ・物件調書等により、必ず現地を確認いただいたうえで申請してください。

2 資格審査

- ・申請者の資格審査に10～15日程度の期間を要します。
(申請書及び添付書類に記入した内容については、警察当局へ情報を提供します。)

3 売却の決定

- ・審査のうえ売却相手方に決定した後、書面により決定をお知らせします。

4 売買契約の締結

- ・売却相手方に決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。
(30日目が土日・祝日・閉庁日の場合は、翌開庁日までとなります。)
- ・国が売買契約書を用意します。
- ・売買契約書は、実印を押印していただきます。
- ・契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。
(登録免許税は納付書を送付しますので、契約締結までに納付していただきます。)

5 売買代金の支払い

- ・契約を締結するときには、「売買代金全額」を納付していただく方法と、「契約保証金」として売買代金の1割以上の金額を納付していただく方法があります。
- ・上記の「契約保証金」を納付する場合、売買契約締結後、納付された契約保証金と売買代金との差額の納入告知書を郵送しますので、売買契約締結日を含めて20日以内に金融機関の窓口からお支払いください。(20日目が土日・祝日・閉庁日の場合は、直前の金融機関の営業日までとなります。)
ただし、売買契約の締結を3月に行う場合は、契約保証金を売買代金に充当することはできませんので、新たに売買代金全額をご用意いただくことになります。契約保証金は、売買代金全額の納付を確認でき次第、返還します。

6 所有権の移転

売買代金全額の納付が確認できたら、国で所有権移転登記の手続きを行います。
所有権移転登記が完了したら、登記識別情報をお渡します。

以上で手続きは完了です。

入札物件のホームページ情報

1．関東財務局ホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/kantou/>）にアクセス



2．トップページ下段の**国有財産**をクリック



3．遷移先のページで
**国有地の購入を
検討されている方へ**
をクリック

国有地の購入を検討されている方へ

売却情報を掲載しています。
旧里道・水路の境界確定及び売却についてもこちらを
ご覧ください。

国有地の購入を検討されている方へ

一般競争入札に係る物件情報

現在公示中の物件情報及び先着順ですぐに購入できる物件情報を掲載しています。

一般競争入札の今後のスケジュールについては「[一般競争入札の実施スケジュール](#)」のページをご覧ください。

● [現在公示中の一般競争入札物件](#)（現在、公示している物件は）

・ 入札結果は「[一般競争入札（売却）の開札結果及び](#)

● [すぐに購入できる物件](#)

● [国有財産の売却に係る媒介業務](#)

● [一般競争入札の実施スケジュール](#)

4．遷移先のページの
すぐに購入できる物件
をクリック

5．対象物件の物件調書と各種様式をダウンロードできるページが表示されます。

— 目 次 —

	ページ
売却可能物件一覧表	1, 2
購入手続きのご案内	
1 受付窓口	3
2 売却物件	3
3 申請できない方	4
4 提出する書類	4, 5
5 受付期間・申請方法等	5, 6
6 売却の決定	6
7 売買契約の締結	6
8 売買代金の支払い	6
9 契約内容等の公表	7
10 売買契約に付す条件	7
11 特約条項及び資料の閲覧	7 ~ 12
売払申請に必要な書類について	13, 14
売払申請書受付窓口	15
普通財産売払申請書(様式)	巻末
誓約書(様式)	巻末
同意書(様式)	巻末
役員一覧(様式)	巻末
建物現地見学申込書・建物現地見学辞退届(様式)	巻末
連絡メモ(様式)	巻末

売却可能物件一覧表（令和7年度第1回 土地22件）
売払申請書提出期限：令和8年3月13日

令和7年8月26日

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	用途 地域	最寄駅/バス停		徒歩 (分)	売却価格(円)
0003	東京都青梅市畑中3-928-2	390.51	準工	都営バス青梅駅行	宮ノ平駅/畑中三丁目停留所	2	16,600,000
0004	東京都羽村市小作台4-5-19	64.96	1中	JR青梅線	小作駅	9	7,020,000
0008	神奈川県横須賀市野比5-2996-26	115.62	調整 区域	京急バス	京急久里浜駅/千駄ヶ崎停留所	5	657,000
0010	神奈川県三浦市海外町4095-1 外1筆	753.02	1中	京浜急行バス	三崎口駅/三崎東岡停留所	8	9,730,000
0014	千葉県山武市蓮沼イ字上田向1163-15 外1筆(私道負担あり)	118.05外	無	JR総武本線	松尾駅	-	329,000
0017	千葉県流山市流山3-70-17	63.51	1住	流鉄流山線	平和台駅	7	8,450,000
0018	千葉県流山市野々下3-898-1	1,174.29	1住	東武アーバンパークライン	豊四季駅	10	95,400,000
0019	茨城県水戸市石川1-3965-1	578.46	準住	茨城交通バス	赤塚駅/石川一丁目停留所	1	12,100,000
0020	栃木県足利市小俣町字白髭1006-1	837.27	1住	JR両毛線	小俣駅	18	6,080,000
0021	栃木県佐野市寺久保町字岡ノ入755-1	449.49	調整 区域	JR両毛線	富田駅	-	903,000
0022	栃木県日光市森友字橋場686-4 外2筆	402.66	準工	関東バス宇都宮駅行	下今市駅/今市日産前停留所	2	1,080,000
0023	栃木県小山市大字大行寺字上川原1016-26 外1筆	849.30	1住	JR宇都宮線	小山駅	20	13,000,000
0024	栃木県矢板市安沢字八幡後2816-3	2,695.13	無	JR宇都宮線	矢板駅	-	13,800,000
0025	栃木県下都賀郡野木町大字丸林字富士見586-7	489.02	1住	JR宇都宮線	野木駅	12	12,500,000
0026	栃木県那須郡那須町大字寺子乙字上ノ原3938-134	436.42	1低	JR東北本線	黒田原駅	9	4,220,000
0027	群馬県高崎市棟高町字小張1802-58	439.30	1中	JR上越線	井野駅	-	4,070,000
0028	山梨県山梨市上神内川字茂林733-2	265.34	1住	JR中央本線	山梨市駅	13	5,910,000
0030	新潟県新潟市中央区関屋本村町1-96-2 外1筆(私道負担あり)	153.96外	1中	JR越後線	白山駅	14	7,330,000
0032	長野県長野市篠ノ井布施高田字上居返594-2	335.43	1低	JR信越本線	今井駅	15	4,300,000
0033	長野県松本市大字惣社字正金1004	127.69	1低	アルピコ交通バス	松本駅/横田停留所	11	3,650,000
0034	長野県千曲市大字稲荷山字上通421-17 外1筆	183.56	1住	しなの鉄道しなの鉄道線	屋代駅	28	2,090,000
0035	長野県木曽郡王滝村2471-9	1,819.41	都計 外	JR中央本線	木曽福島駅	-	1,730,000

物件に関する登記地目、登記数量、建ぺい率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

売却可能物件一覧表（令和7年度第1回 建物付土地1件）
売払申請書提出期限：令和8年3月13日

令和7年8月26日

物件 番号	所 在 地 (住 居 表 示)	土地 面積 (㎡)	建築面積 延床面積 (㎡)	建物の種類 (構 造)	建築年月	用途 地域	最寄駅/バス停		徒歩 (分)	売却価格 (税込・円)
0037	新潟県村上市緑町3 - 3825 - 12 (緑町3 - 1 - 19)	348.81	61.15 61.15 外	居宅 (木造 スレートぶき 平屋建) 外	昭和36年11月 外	1住	JR羽越本 線	村上駅	20	6,460,000

物件に関する登記地目、登記数量、建ぺい率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第1種低層住居専用地域…………… 1低	田園住居地域…………… 田園
第2種低層住居専用地域…………… 2低	準工業地域…………… 準工
第1種中高層住居専用地域…………… 1中	工業地域…………… 工業
第2種中高層住居専用地域…………… 2中	工業専用地域…………… 工専
第1種住居地域…………… 1住	商業地域…………… 商業
第2種住居地域…………… 2住	近隣商業地域…………… 近商
準住居地域…………… 準住	
(市街化調整区域等)	
市街化調整区域…………… 調整区域	
都市計画・準都市計画区域外…………… 都計外	
用途地域指定なし…………… 無	

購入手続きのご案内

売払申請書を先着順で提出された方1名様に限り、売却します。

1 受付窓口(15ページの地図をご参照ください)

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)で、下記5の期間内に持参又は郵送(簡易書留郵便)にて随時受け付けています。

なお、先着順の受付ですので、物件の有無が日々変動します。売払申請にあたっては、下記問合せ先までご確認ください。

【受付窓口及び問合せ先】

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)

所在: 〒330 - 9716

埼玉県さいたま市中央区新都心1 - 1

さいたま新都心合同庁舎1号館14階

電話: 048 - 600 - 1177(ダイヤルイン)

交通: JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」徒歩5分

宇都宮線・高崎線の快速列車と湘南新宿ラインでは、通過駅となります。

JR埼京線「北与野駅」徒歩10分

売払申請書の受付窓口は関東財務局(埼玉県さいたま市)のみとなっています。
各財務事務所においては受け付けていませんのでご注意ください。

2 売却物件

売却物件は、「売却可能物件一覧表」(1～2ページ)をご覧ください。

なお、当局ホームページから、物件の詳細(物件調書、明細図等、現地写真)をご覧ください。

ホームページアドレス

https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/pagekthp00300005_00003.html



3 申請できない方

次に該当する方は、申請できません。

- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者
- ・ 国有財産法第16条の規定に該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4 提出する書類

(1) 「普通財産売払申請書」

申請の際には、以下の書類を添付していただく必要があります。

なお、申請書類の記入方法及び注意事項については、「売払申請に必要な書類について」(13、14ページ)及び巻末の記入例を参照願います。

個人が申請する場合

「住民票抄本(マイナンバー記載なし)」、「印鑑証明書」(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)

法人が申請する場合

「登記事項証明書(現在事項全部証明書)」、「印鑑証明書」(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)、「役員一覧」

(2) 「誓約書」

申請の際には、以下の条件に違反しない旨の「誓約書」の提出が必要です。

< 買受者の適格条件 >

買受者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはならない。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

第2条 第2号 暴力団 ... その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

第6号 暴力団員 ... 暴力団の構成員をいう。

< 公序良俗に反する使用等の禁止 >

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(3) 「同意書」

申請の際には、下記9の契約締結の要件となる「同意書」を提出していただきます。

(4) 「建物現地見学申込書」又は「建物現地見学辞退届」

建物付物件については、現地見学を実施します。見学を希望される場合は、「建物現地見学申込書」を提出してください。また、売払申請書提出後において、現地見学を不要とされる場合は、「建物現地見学辞退届」を提出してください。

(5) 「連絡メモ」

申請を受理した方には、今後の契約についてのご希望を「連絡メモ」に記入していただいております(詳細は巻末の様式を参照)。「連絡メモ」の用紙は申請時に窓口でお渡しいたしますが、事前に巻末の様式に記入し、お持ちいただいても結構です。

なお、契約締結希望日時については、警察当局の資格審査に要する期間によっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

(6) 「委任状」

国と媒介契約を締結した受託者(宅地建物取引業者)が「売払申請書」を提出する場合、「委任状」(任意様式)を提出していただきます。

5 受付期間・申請方法等

(1) 受付期間

令和7年10月7日(火)～令和8年3月13日(金)

(2) 申請方法

- 持参の場合

上記4に記載された書類をすべて封筒に入れて封をし、下記時間内に申請受付窓口(15ページ)あてに直接持参にて提出してください。

< 受付時間 >

9:00～12:00及び13:00～17:00(土日・祝日・閉庁日を除く)

- 郵送の場合

上記4に記載された書類をすべて封筒に入れて封をし、申請受付窓口(15ページ)あてに簡易書留郵便にて申し込みください。受付窓口に書類が到達した日が受付日となりますので、余裕をもって発送してください。

【宛先】

〒330-9716

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館14階

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)

(3) くじ引きの実施

- 普通財産売払申請書が同一物件に複数名から同日付で提出された場合は、くじによる抽選をもって売払申請者を決定します。くじを行う場合、申請書提出日の17時以降に、「連絡メモ」に記載の連絡先にお電話します。その際に、くじ引き参加の可否についてお尋ねします。

くじは、普通財産売払申請書提出日の翌日10時に申請受付窓口において実施します。また、代理人(委任状有)の方がくじを引くこともできます。

なお、申請者又は代理人によるくじ引きができない場合は、国の指定した者がくじを引きます。

- くじの結果につきましては、当該申請者あて郵送にて通知します。売却相手方とならなかった場合、売払申請書等は返却いたします。

(4) その他注意事項

- 現地、物件調書、明細図等、契約に付す条件、特約条項及び閲覧資料(下記10及び11(7～12ページ)を参照)をご承知のうえ、申請してください。
- 共有名義での登記をご希望の方は、「普通財産売払申請書」の申請者欄に、共有者全員の住所・氏名・持分割合等の必要事項を記入・押印のうえ、申請してください。
- 申請書類に不備がある場合は、受付できません。
- 売却の決定にあたって、資格審査に10～15日程度の期間を要します。(申請書及び添付書類に記入された内容は、買受資格の確認をするため、警察当局へ情報を提供します。)

6 売却の決定

- 買受資格の審査の後、売却相手方に決定しましたら、書面により決定をお知らせします。

7 売買契約の締結

- 売却相手方の決定をした日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。
(国が国有財産売買契約書を用意します。)
30日目が土日・祝日・閉庁日の場合は、翌開庁日までとなります。
- 売買契約書も申請書類一式と同じ実印を押印していただきます。
- 契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。
登録免許税額は、事前にお知らせして納付書を送付します。契約締結までに納付していただき、契約当日にその領収証書をお持ちください。

8 売買代金の支払い

- 売買代金の支払方法は、2通りの方法があります。売買契約を締結するときに、「売買代金全額」を納付していただく方法と、「契約保証金」として売買代金の1割以上の金額を納付していただく方法です。
- 上記の「契約保証金」を納付する場合、売買契約締結後、納付された契約保証金と売買代金との差額を、売買契約締結日から20日以内にお支払いいただきます。(20日目が土日・祝日の場合は、直前の金融機関の営業日までとなります。)売買契約締結後、納入告知書を送付しますので、金融機関の窓口からお支払いください。
ただし、売買契約の締結を3月に行う場合は、契約保証金を売買代金に充当することはできませんので、新たに売買代金全額をご用意いただくことになります。契約保証金は、売買代金全額の納付を確認でき次第、返還します。

9 契約内容等の公表

- 売買契約を締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を関東財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。))の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

- 上記に掲げる情報の公表に対する同意が売買契約締結の要件となります。

10 売買契約に付す条件

- 公序良俗に反する使用等の禁止

買受者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

- 実地調査等

国は、上記条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

- 違約金

買受者は、上記条件及び実地調査等に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。

11 特約条項及び資料の閲覧

物件調書については関東財務局のホームページをご覧ください。

全ての物件について、売買契約書第8条に特約条項が付されます。

【国有財産売買契約書(案)(抜粋)】

売払人国(以下「甲」という。)と買受人(売却相手方)(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙1)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

以下の入札物件については、加えて次の特約条項が付されます。

物件番号	特約条項
0014	2 乙は売買物件のうち、別添図面の指定箇所について、境界確定が了していないことを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。 3 本地につき、隣接地主との境界確定協議の結果、面積が増減しても売買代金の清算は行わないものとする。

また、特約条項にあたって、物件調書が売買契約書の添付資料となり、閲覧資料が別途交付されます。

なお、閲覧資料がある物件については、次ページ以降の表のとおりとなります。

関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(入札担当)又は担当する地域の各財務事務所・出張所において、閲覧してください。

不明な点は、15ページの売払申請書受付窓口までご照会ください。

物件番号	閲覧資料
0003	埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0004	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0008	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(2枚)
0010	土地履歴調査報告書 ハザードマップ(1枚)
0014	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(2枚)
0017	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0018	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(1枚)
0019	埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0020	埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)

物件番号	閲覧資料
0021	物納の条件付許可に係る条件履行要求事項完了届出書 埋設物調査工事報告書(掘削調査)2冊 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0022	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0023	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査)2冊 ライフライン埋設状況調査報告書 土地の無償使用に関する確認書(1件) ハザードマップ(1枚)
0024	物納の条件付許可に係る条件履行要求事項完了届出書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(2枚)
0025	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) 越境物又は工作物に関する「確認書(2件)」 ハザードマップ(3枚)
0026	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0027	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0028	土地履歴調査報告書 ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(1枚)

物件番号	閲覧資料
0030	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(2件)」 ハザードマップ(2枚)
0032	越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(1枚)
0033	越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 土地の無償使用に関する確認書(4件) ハザードマップ(2枚)
0034	越境物又は工作物に関する「確認書(2件)」 ハザードマップ(2枚)
0035	ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(2件)」
0037	土地履歴調査報告書 アスベスト分析調査報告書 2冊 アスベスト有無に関する事前調査結果報告書 ハザードマップ(1枚) 配置図・平面図・立面図・その他図面

越境物又は工作物に関する「確認書（ 件）」には、 隣地から国有地に越境している工作物の所有者が将来、撤去（移動）することを確約する書面、 国有地から隣地に越境している建物・工作物等について、撤去及び使用料その他の負担を求めないことを確約する書面などがあります。

詳細については、閲覧資料をご確認ください。

また、ハザードマップは、入札物件の所在する地方公共団体が作成・提供した水害（洪水、雨水出水、高潮等）等のリスク情報を反映したものです。記載されている内容は今後変更される場合がありますので、入札参加者は各地方公共団体の最新の水害ハザードマップをご確認下さい。

なお、浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないというものではありません。

売払申請に必要な書類について

下表のとおり、○印のある書類を提出してください。

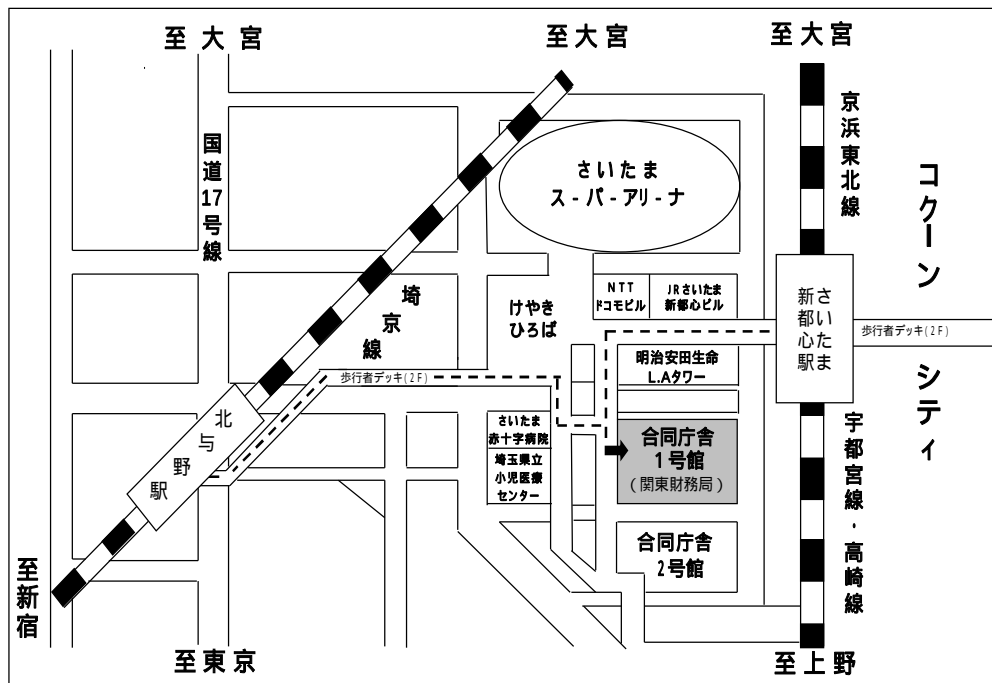
No.	書 類 名	個人	法人	注 意 事 項 等
1	普通財産 売払申請書	○	○	・巻末の申請書をご使用ください。 ・売払申請書は、必ず住所又は所在地欄、氏名又は名称欄、電話番号欄を記入し、印鑑登録をしている実印をご使用ください。 ・共有名義で申込みされる方は、それぞれの持分割合もご記入ください。 (別添・売払申請書の記入例のとおり。)
2	誓約書	○	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・普通財産売払申請書と同様に、必ず住所又は所在地欄、氏名又は名称欄を記入してください。
3	同意書	○	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・普通財産売払申請書と同様に、必ず住所又は所在地欄、氏名又は名称欄を記入してください。
4	住民票抄本 (マイナンバーの 記載のないもの) (コピー不可)	○	—	・売払申請の時点で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。 ・共有名義で申請される方は、共有者全員の住民票が必要となります。
5	登記事項証明書 (現在事項全部証明書) (コピー不可)	—	○	・売払申請の時点で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。 代表者事項証明書(資格証明)は不可。
6	印鑑証明書 (コピー不可)	○	○	・売払申請の時点で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

No.	書 類 名	個人	法人	注 意 事 項 等
7	役員一覧	—	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について、ご記入ください。
8	建物現地見学申込書 又は 建物現地見学辞退届			・巻末の様式をご使用ください。 建物付土地の物件のみ必要となります。
9	連絡メモ	○	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・申請書提出時に、売買代金の支払方法、ご希望の契約締結日をご記入いただきます。
10	委任状			・任意の様式をご使用ください。 媒介により「売払申請書」を提出の場合、必要となります。

物件ごとに申請書類（原本）が必要となります。

《売払申請書受付窓口》

関東財務局 管財第2部
統括国有財産管理官（入札担当）
【全地域の物件】



〒330-9716
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館14階
048 - 600 - 1177

国有財産物件情報メールマガジン配信サービス

財務省では全国の財務局等の国有財産物件情報をお届けするメールマガジンを発行しております。

国有地の売却・貸付情報や架空の取引話に関する注意喚起情報等をお知りになりたい方は、便利な国有財産物件情報メールマガジンをご利用ください。

メールマガジンは、以下のサイトのメールマガジンコーナーから登録・変更等が出来ます。

国有財産情報公開システムホームページアドレス

<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>

右の二次元コードを読み取るとスマートフォン等からアクセス出来ます。



令和 年 月 日

財 務 大 臣 殿

〒 -

申請者 住所又は
所 在 地 _____

(フリガナ) _____
氏名又は
名 称 _____ 実印
(TEL - -)

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区分	種目	構造	数量 (m ²)	使用目的	摘 要

売払申請書の記入例（土地：共有の場合）

提出日を記入する

令和××年××月××日

財 務 大 臣 殿

申請者

〒 330 - 9716

埼玉県さいたま市

中央区新都心1-1

住所又は 加付 知

所在地 関東 太郎 持分 1/2 実印

〒 231 - 8412

(フリガナ) 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

氏名又は 加付 ジ

名称 関東 次郎 持分 1/2 実印

(TEL 048 - 600 - 1177)

持分を記入し、
実印を押印する

持分を記入し、
実印を押印する

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

売払申請書の記入例（建物付土地の場合）

所在地	区分	種目	構造	数量 (㎡)	使用目的	摘要
埼玉県 さいたま市 〇〇 - 〇〇	土地	宅地	—	00.00	住宅用	
	建物	住宅建	W	建00.00 延00.00		

工作物等がある
場合、記入する

W（木造）
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）
RC（鉄筋コンクリート造）
CB（コンクリートブロック造 及び れんが造）
S（鉄骨造）

所在地	区分	種目	構造	数量 (㎡)	使用目的	摘要
埼玉県 さいたま市 〇〇 - 〇〇	土地	宅地	—	00.00	住宅敷地	

工作物等がある
場合、記入する

現況地目を記入する
登記地目ではあり
ません
公衆用道路がある場
合、記入する

具体的な使用目的
を記入する

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報を提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

関東財務局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

同 意 書

下記 1 の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記 2 の事項を異議なく同意します。

記

1 . 物件の表示

所 在 地

区分・数量

2 . 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 5 の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

同意書記入例（土地）

提出日を記入する

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒330-9716
住所又は所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
氏名又は名称 関東株式会社
代表取締役 関東 大助

同意書

下記1の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

公共用道路がある場合、
「外 公共用道路」と記入する

1. 物件の表示

所在地 東京都〇〇区△△1-1 外1筆
区分・数量 土地・300.02㎡ 外 公共用道路
立木竹・15本

2. 契約に係る事項

立木竹等がある場合、記入する

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること
所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物の解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

令和〇年度 第〇回

物 件 調 書				
物件番号		0001		
		最低売却価格 ××××円		
所在地	東京都〇〇区△△1-1 外1筆			
住居表示				
現況地目	宅地	300.02 ㎡	工作物	
及び面積等	公共用道路	105.25 ㎡の持分13/50	立木竹	
登記簿	地番	1-1		
	地目	畑		
記載事項	数量	300㎡		
	地番			
	地目			
	数量			
接面道路	北側 舗装市道	幅員約 6.0 m	(法第42条第1項第1号道路)	
	南西側 舗装市道	幅員約 6.0 m	(法第42条第1項第1号道路)	
の状況				
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第一種低層住居専用地域	
		地域・地区	地区計画区域	
		建ぺい率	50%	
		容積率	100%	
		高度制限	指定なし	
	その他	防火指定	指定なし	
		都市計画法第58条の2（△△地区地区計画） 農地法第5条（転用を伴う権利移転の届出）		
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	
供給処理	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	
	電 気	接面道路配線	有	施設整備の有無
	公営水道	接面道路配管	有	無
	公共下水道	接面道路配管	有	無
施設の概要	都市ガス	接面道路配管	有	無
	交通機関	鉄道等	〇〇〇線 □□駅の 北東方 約5.5km	
	バ ス	◇◇バス☆☆駅行 ×××停留所まで徒歩10分		
公共施設	〇〇区役所		△△小学校	
参考事項	××中学校			
	・本地は、・・・・。 ・本地の・・・・。			

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

同意書記入例（建物付土地）

提出日を記入する

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒330-9716
住所又は所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
氏名又は名称 関東 花子

同 意 書

下記1の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1. 物件の表示

所在地 埼玉県□□市◎◎◎619-9

区分・数量 土地・1,015.66㎡

建物・203.12／306.71㎡

工作物・一式

建物がある場合、建築面積と延床面積の合計をそれぞれ記入する

工作物等がある場合、記入する

2. 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物の解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

令和〇年度 第〇回

物 件 調 書									
物件番号		0100			(共同住宅)			最低売却価格(税込) △△△△円	
所在地		埼玉県□□市◎◎◎619-9							
住居表示									
現況地目及び面積等		宅地			1,015.66㎡			工作物	一式
								立木竹	—
登記簿	地番	619-9							
	地目	宅地							
	数量	1,014.75㎡							
記載事項	地番								
	地目								
	数量								
接面道路		北側 舗装市道			幅員約 25.5 m			(法第42条第1項第1号道路)	
		東側 舗装市道			幅員約 5.6 m			(法第42条第1項第1号道路)	
の状況									
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域							
		用途地域	第一種低層住居専用地域						
		地域・地区							
		建ぺい率	40%						
		容積率	80%						
		高度制限	第一種高度地区						
	防火指定	指定なし							
	その他	景観法第16条（□□市景観計画区域）							

※別葉「補足説明事項」参照

2 建物の概要				
所 在		埼玉県□□市◎◎◎619-9		
①	種 類	住宅建(共同住宅)		
	構 造	コンクリートブロック造 鉄板掛葺 平屋建		
	床 面 積	建築面積 195.80㎡	延床面積 299.39㎡	
	登記床面積	未登記		
②	種 類	雑屋建(物置)		
	構 造	軽量鉄骨造 平屋建		
	床 面 積	建築面積 7.32㎡	延床面積 7.32㎡	
	登記床面積	未登記		
建 築 時 期		①②昭和60年4月1日建築		

〔法人による入札の場合に提出〕

役 員 一 覧

回次 — 物件番号	第 回	—	物	件	番	号
--------------	----------------	---	---	---	---	---

法人名：

必ずフリガナを記入し、性別(男・女)及び年号(T・S・H)に○印を記入してください。

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	住所(市区町村までを記入)
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 -

(注) ・法人の登記事項証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合は、その者も含む)全員を記入してください。
・住所欄は市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要です。
・政令指定都市の場合は、区まで記入してください。(例:埼玉県さいたま市中央区)

役員一覧

《法人による入札の場合に提出》

役員一覧

回次 物件番号	第 1	回 —	物 0	件 0	番 0	号 0
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

法人名の記入漏れに注意

回次番号(1ケタ)と物件番号(4ケタ)を記入

法人名: 関東株式会社

フリガナ及び○印の記入漏れに注意

郵便番号の記入漏れに注意

※必ずフリガナを記入し、性別(男・女)及び年号(T・S・H)に○印を記入してください。

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所(市区町村までを記入)
代表取締役	カントウダイスケ 関東大助	男・女	T S 33年1月11日 H	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区
取締役	カントウハナコ 関東花子	男・女	T S 44年2月22日 H	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区
取締役	ザイムショウ 財務翔	男・女	T S 3年11月6日 H	〒100-0013 東京都千代田区
監査役	コクユウユウコ 国 有 勇 子	男・女	T S 55年3月3日 H	〒190-0014 東京都立川市
支配人	カントウヤマト 関東大和	男・女	T S 30年4月5日 H	〒231-0003 神奈川県横浜市中区
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —

(注)○法人の登記事項証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合は、その者も含む)全員を記入してください。

・住所欄は市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要です。

・政令指定都市の場合は、区まで記入してください。(例:埼玉県さいたま市中央区)

・役員が11名以上の場合は関東財務局のホームページから様式をダウンロードするなどし、役員の記入漏れにご注意ください。

・法人の登記事項証明書の提出は無効となります。必ず役員一覧を提出してください。

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒 -

住所又は

所在地

(フリガナ)

氏名又は

名称

(TEL - -)

建物現地見学申込書

下記の物件について、現地を見学したく申し込みます。

記

所在地 : _____

区分・数量 : _____

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒 -

住所又は

所在地

(フリガナ)

氏名又は

名称

(TEL - -)

建物現地見学辞退届

売払申請書を提出した下記の物件について、現地見学を辞退します。

記

所在地 : _____

区分・数量 : _____

連絡メモ

第 1 回 物件番号_____

物件所在地 _____市・区・町・村

必要事項をご記入いただき、該当する箇所の□にチェックをお願いします。

お名前（法人名）_____ 電話番号_____

ご担当者名_____ 携帯番号_____

契約事務担当者(当方から連絡をする際の担当者)を記入願います。

くじを行う場合、申請書提出日の17時以降に、上記の連絡先にお電話します。

1 契約締結希望日時について

- ☐ / () 時頃を希望。
☐ 未定 できるだけ早めにご連絡ください。
☐ 特になし(国の指定する日)

2 売買代金の支払方法について

(1) ☐ 契約締結時に売買代金全額を支払う方法。

(☐ 預金小切手 ☐ 現金)

(2) ☐ 契約締結時に契約保証金(売買代金の1割以上_____円)を
納付し、売買代金と契約保証金との差額を20日以内に支払う方法。

(☐ 預金小切手 ☐ 現金)

☐ 契約締結日の2営業日前までに契約保証金(売買代金の1割以上
_____円)を関東財務局指定口座に振込みにより納付し、
契約締結後、売買代金と契約保証金との差額を20日以内に支払う方法。

3 所有権移転日と同日の抵当権設定予定について

☐ なし ☐ あり

4 印鑑(実印)の持ち出しについて(契約締結時)

☐ 可 ☐ 不可

5 物件の利用計画を教えてください。

- ☐ 集合住宅(賃貸) ☐ 集合住宅(分譲) ☐ 集合住宅以外の住宅
☐ 併用住宅 ☐ 営利用(具体的用途: _____)
☐ その他〔 _____ 〕

6 御社の業種を教えてください。(法人の方のみ)

☐ 不動産業 ☐ 建設業 ☐ その他〔 _____ 〕

7 これまでに関東財務局が実施したすぐに購入できる物件の申込みに参加したことがありますか。

☐ ある ☐ ない

8 今回のすぐに購入できる物件をお知りになったものをお答えください。

複数回答可。例えば、現地看板を見て、物件の情報を関東財務局ホームページで確認した場合には、現地看板と関東財務局ホームページの□にチェックしてください。

- ☐ 関東財務局ホームページ(□メールマガジン) ☐ 現地看板
☐ すぐに購入できる物件のご案内(冊子) ☐ 全国版空き家・空き地バンクホームページ
☐ その他〔 _____ 〕

9 契約担当への連絡事項

〔 _____ 〕

提出された個人情報につきましては、厳重に管理するとともに、目的以外では使用いたしません。